

職場意識改善計画

大矢社会保険労務士事務所

平成 2 2 年 7 月 1 6 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	(1年度目)  ・労働時間等設定改善委員会の設置及び開催。 ・労働時間改善会議の開催時期の決定。1回は開催する。
	(2年度目)  ・労働時間等設定改善委員会の開催。 ・労働時間改善会議の開催。(事業主と従業員の意見交換を実施する。)
労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	(1年度目)  ・労働時間等に関する「職場意識改善担当者」の選任及び周知 ・労働者からのヒアリング用紙の作成
	(2年度目)  ・労働者からのヒアリング実施
2 職場意識改善のための措置	
労働者に対する職場意識改善計画の周知	(1年度目)  ・職場意識改善計画の事務所内掲示 ・職場意識改善計画の説明会を開催
	(2年度目)  ・職場意識改善計画の事務所内掲示 ・職場意識改善計画の説明会を開催
職場意識改善のための研修の実施	(1年度目)  ・労働時間等見直しガイドラインの研修会開催 ・労働基準法等関係法令の研修会開催 ・多様な労働時間制度の運用研修会の開催
	(2年度目)  ・前年度の研修結果をふまえた研修会の開催 ・労働者からのヒアリング結果のフィードバックと、意識改善のための研修会の開催。

職場意識改善計画

大矢社会保険労務士事務所

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) 及び は必ず記載し、 ~ のうち1つ以上選択してください。
年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入(5日) ・年次有給休暇の取得状況確認制度の導入
	(2年度目) ・年次有給休暇の計画的付与制度の実施 ・年次有給休暇の取得状況確認制度の実施 ・年次有給休暇の取得が少ない従業員への面談
所定外労働削減のための措置	(1年度目) ・コピー機(複合機)の導入。電子申請化による業務効率化 ・労働者名、時間外労働時間の把握
	(2年度目) ・変形労働時間制の運用改善 ・ノー残業デーの実施 ・事前振替休日の運用
労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目) ・子の養育を行う者の勤務時間の短縮
	(2年度目) ・子の養育を行う者の勤務時間の短縮
労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目)
	(2年度目)
ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) ・労働時間設定改善委員会における年次有給休暇の取得状況の確認制度の導入 ・年間5日の年次有給休暇の計画的付与制度の導入